

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）施行令10条1項の規定に基づいて、平成30年3月6日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「3級」と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを2級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

二階までの階段の上り下りの際は、杖を使用すると同時に介助を要し、支えてもらいながらかなりの時間を要する。屋外を移動する際は、杖を使用するほか、車椅子が備えてある場所ではそれを使用

して他人に押ししてもらっている。歩行も常時他人に付き添ってもらいながら行っている。長時間座り続けたり、立ち続けたりすることは困難である。寝ている状態や床に座っている状態から自分の力のみで起き上がったり立ち上がったりするのが困難で、介助してもらったり物につかまったりして行っている。以上のように日常生活に支障をきたしている。

また、平成30年3月23日付けで通知された要介護認定の判定結果も「要介護2」であり、前年度結果の「要支援2」からより重度の認定となった。

以上のことから、体幹機能障害等級は2級とするのが適当であり、これを3級とした本件処分は、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月14日	諮問
平成30年11月13日	審議（第27回第4部会）
平成30年12月11日	審議（第28回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知

事」という。)の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

- (2) 法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は、手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各号のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないとする。

そして、法施行規則7条1項により準用する同規則2条は、手帳の再交付の申請は、申請書に、法15条1項に規定する医師の診断書及び同条3項に規定する医師の意見書を添えて行うとされている。

また、法施行規則5条1項2号は、手帳に記載すべき事項として障害名及び障害の級別を挙げ、同条3項は、同条1項の障害の級別は、等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別(障害等級)が定められている。

- (3) 東京都においては、手帳の交付申請者(再交付申請者を含む。)の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則(平成12年東京都規則第215号)及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」(平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。)を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度

等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、手帳の交付処分取消、変更理由があるとする事はできないものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、一上肢の機能障害及び体幹の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	体 幹 機 能 障 害
2 級	一上肢の機能を全廃したものの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの

		2 体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの
3 級	一上肢の機能の著しい障害	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの	
5 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	体幹の機能の著しい障害
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準 7 条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級
18 以上	1 級
11 ~ 17	2 級
7 ~ 10	3 級
4 ~ 6	4 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4

2～3	5 級
1	6 級

5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「脳幹（延髄）梗塞（疾病）」を原因とする「ワレンベルグ症候群（小脳性失調、右半身感覚異常、カウザルギー、自律神経失調）」とされている（別紙1・I・(1)及び(2)）が、法15条3項の意見として、上肢及び下肢のほか体幹の機能障害についても等級を付す旨も記載されている（別紙1・IV）。

しかし、等級表解説によれば、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定することとする。」とされている（別紙2・第3・3・(1)・ケ）。

したがって、本件障害のうち、体幹機能障害と右下肢機能障害については、これらを重複して認定するのではなく、右下肢を含む体幹全体に感覚障害が認められることから、体幹機能障害として認定するのが相当である。

以上を前提に、以下、請求人の右上肢及び体幹の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、動作・活動の評価では、「タオルを絞る」は×（全介助又は不能）とあり（別紙1・II・二）、参考図示では右上肢全体に感覚障害の感覚鈍麻及び異常感覚が

認められ、また、握力については、右 8.4 kg、左 13.8 kg とされている（別紙 1・Ⅱ・一）ところ、「食事をする」、「コップで水を飲む」、「シャツを着て脱ぐ（かぶりシャツ）」、「ズボンをはいて脱ぐ（どのような姿勢でもよい）」、「ブラシで歯を磨く」、「顔を洗いタオルでふく」、「背中を洗う」及び「排泄の後始末をする」は○（自立）とされ、関節可動域（ROM）においては肩関節にやや制限が認められるほか、筋力テスト（MMT）も○（筋力正常又はやや減）と保たれている。

そうすると、請求人の右上肢に係る障害は、筋力及び目的動作能力は比較的保たれていることから、右上肢の機能の軽度の障害 7 級と認定するのが相当である。

イ 体幹の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、「歩行能力（補装具なし）」は「ベッド周辺以上歩行不能」、「起立位保持（補装具なし）」は「10分以上困難」とされている（別紙 1・Ⅱ・三）。この記載のみからすると、障害等級 2 級の区分に該当し得るともいえる。

しかし、動作・活動の評価では、「公共の乗物を利用する」は×（全介助又は不能）であるものの、「座る」（背もたれ使用）は「足を投げ出して」及び「正座、あぐら、横座り」とも○（自立）であり、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる」、「家の中の移動」（壁、つえ使用）、「二階まで階段を上って下りる」（手すり、つえ使用）及び「屋外を移動する」（つえ使用）も○（自立）とある。（別紙 1・Ⅱ・二）。

そうすると、請求人の体幹機能障害の障害程度については、「坐位又は起立位を保つことの困難なもの」又は「立ち上がる

ことが困難なもの」とする障害等級2級に至っているとまでは
いえず、「歩行の困難なもの」として障害等級3級と認定する
のが相当である。

ウ 総合等級

請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障
害の該当する等級の指数が合計され、右上肢機能障害（右上肢
の機能の軽度の障害）7級（指数0.5）＋体幹機能障害（歩
行の困難なもの）3級（指数7）＝総合等級3級（指数7.5）
となることから、障害等級3級（合計指数7～10のもの）と認定する
のが相当である。

(3) そして、処分庁は、本件障害について認定審査会に審査を求め
たところ、「右上肢7級、体幹3級、総合3級」との審査結果を
受けたこと、同審査結果を受けて〇〇医師に照会したところ、
「上肢7級、体幹3級、総合3級」との回答があったことがそれ
ぞれ認められる。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上
肢機能障害【右上肢機能の軽度障害】（7級）」、「体幹機能障
害【歩行の困難なもの】（3級）」として、「障害等級3級」と
認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違
法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、日常生活に支障をきたしてい
る旨及び平成30年3月23日付けで通知された要介護認定の判定
結果が、前年度結果より重度である「要介護2」であった旨主張す
る。

しかし、前述1・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、
提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであ
り、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等
級表解説に照らして、障害等級3級と認定することが相当であるこ

とは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)